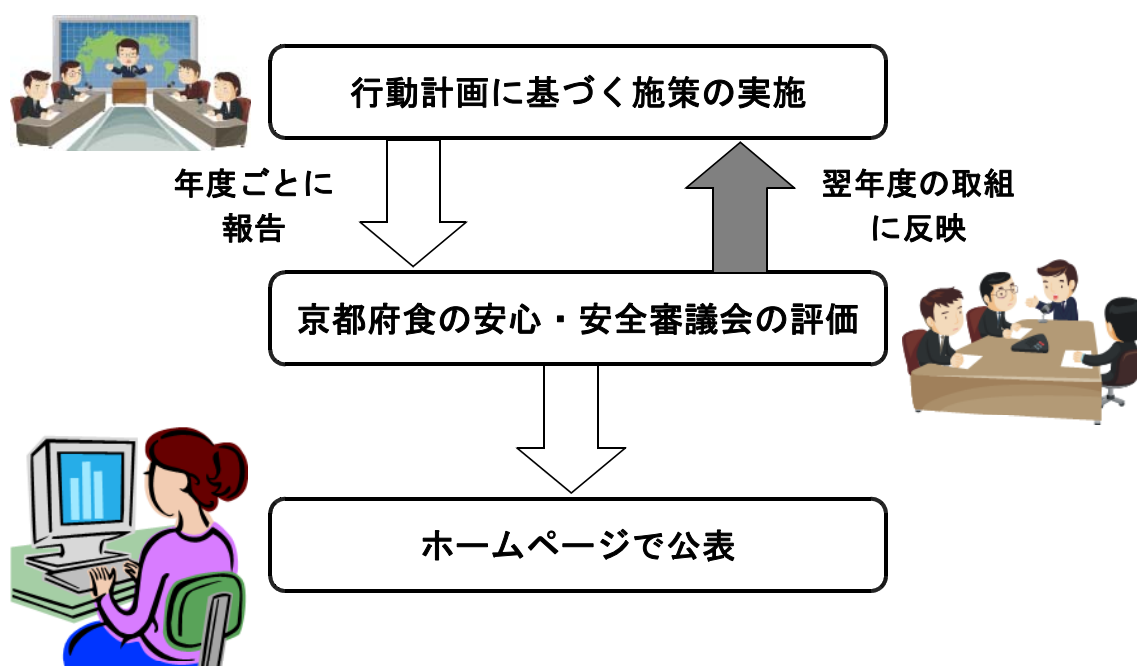


第4章 行動計画の管理・公表

条例に基づいて、毎年度、食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況を取りまとめて、京都府食の安心・安全審議会の評価を得た上で、ホームページ等で公表します。

京都府食の安心・安全審議会の評価は、翌年度の取組に反映させます。



行動計画の管理・公表